平成２１年（再ロ）第６号
新潟県新発田市小島71番地
再生債務者　諏方　　智
1　決定年月日時　平成21年12月11日午前11時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年１月８日まで
4　一般異議申述期間　平成22年１月22日から平成22年２月12日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（再ロ）第４号
大分県日田市城町２丁目７番25号
再生債務者　宮永　公治
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後２時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年１月８日まで
4　一般異議申述期間　平成22年１月22日から平成22年２月５日まで
大分地方裁判所日田支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２１年（再ロ）第３７号
仙台市若林区伊在字屋敷２番地の２　10―２　Ｂ２ＬＬＧ六丁の目中央801
再生債務者　伊澤　　大
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年11月20日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年１月４日まで
平成21年12月10日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２１年（再ロ）第７号
青森県五所川原市大字稲実字米崎115番地30
再生債務者　村田　良治
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年12月１日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年１月８日まで
平成21年12月11日
青森地方裁判所五所川原支部個人再生係

平成２１年（再ロ）第８号
青森県北津軽郡板柳町大字辻字岸田99番地31
再生債務者　成田由香利
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年12月４日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年１月８日まで
平成21年12月11日
青森地方裁判所五所川原支部個人再生係

平成２１年（再ロ）第１１号
愛媛県松山市内浜町11番24号
再生債務者　片岡　二朗
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年12月10日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年１月８日まで
平成21年12月11日　　松山地方裁判所

平成２１年（再ロ）第４号
鹿児島県肝属郡肝付町新富5188番地イ
再生債務者　柳井谷　稔
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年11月19日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年１月８日まで
平成21年12月11日
鹿児島地方裁判所鹿屋支部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２１年（再ロ）第１号
徳島県阿南市羽ノ浦町中庄宮ノ前６番地16
再生債務者　桑原　日美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年12月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年12月11日　徳島地方裁判所阿南支部

平成２１年（再ロ）第１００１０号
長崎県長崎市小江原４丁目16番３号
再生債務者　島田　紀昭
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年12月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年12月10日
長崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２１年（再ロ）第１７号
兵庫県尼崎市築地１丁目３番８号
再生債務者　景山　幸範
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年12月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年12月９日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２１年（再ロ）第１号
岐阜県不破郡垂井町宮代1070番地の４　県営宮代住宅Ａ155号
再生債務者　堀部　貴志
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年12月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年12月10日　岐阜地方裁判所大垣支部

平成２１年（再ロ）第５号
福井県坂井市春江町千歩寺第35号５番地７
再生債務者　高橋　淳平
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年12月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年12月11日　　福井地方裁判所

平成２１年（再ロ）第８号
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字妙寺911番地の６
再生債務者　西森　教裕
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年12月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年12月11日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

給与所得者等再生による再生計画不認可

平成２１年（再ロ）第２号
宮城県柴田郡柴田町大字上名生字新宮前108番地13
再生債務者　原田　幸重
1　主文　本件再生計画を認可しない。
2　理由の要旨　平成21年11月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法241条２項１号に定める事由がある。
平成21年12月10日
仙台地方裁判所大河原支部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　北海道新聞
掲載の日付　平成二十一年九月一日
掲載頁　三十一頁
（乙）掲載紙　北海道新聞
掲載の日付　平成二十一年九月一日
掲載頁　三十一頁
平成二十一年十二月二十一日
北海道網走郡美幌町字美禽二八九番地六
（甲）株式会社金岩建設
代表取締役　山本　英和
北海道北見市大町二六二番地一八
（乙）株式会社鈴木組
代表取締役　鈴木　達裕

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十二年四月一日であり、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しておりますので、また、甲には乙の全株式を所有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、平成二十二年一月二十九日までにお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年六月十六日
掲載頁　一二五頁（号外第一二五号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年六月十六日
掲載頁　一二四頁（号外第一二五号）
平成二十一年十二月二十一日
東京都港区芝浦一丁目二番一号
（甲）日本カーソリューションズ株式会社
代表取締役　植村　賢
東京都港区芝浦一丁目二番一号
（乙）昭和オートレンタリース株式会社
代表取締役　藤原　利往